

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から6年3月まで
平成6年4月頃、A区役所から国民年金加入勸奨状が送付されてきたので、区役所で国民年金の加入手続を行った。
その後、申立期間に係る国民年金保険料の未納通知が送付されてきたので、区役所に出向いたところ、学生の場合は保険料の免除申請ができると聞いて、加入当初からの免除を申請したが、平成5年度分は免除申請ができず、区役所の担当者から「国民年金保険料を納付しないことは許されないから、必ず納付しなければならない。」と言われたので、当時アルバイトをしてためていた預貯金を引き出して、約10万円だったと思うが国民年金保険料は全額納付した。
つらい思いをして申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、オンライン記録では未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の直後の国民年金被保険者の加入記録により平成6年5月頃払い出されたことが推認でき、同手帳記号番号払出時点において申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、国民年金に加入した経緯及び申立期間の国民年金保険料の納付方法等を具体的に記憶しているとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料として納付したと申し立てている金額は申立期間の国民年金保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和20年7月1日から21年2月5日までの期間に係る船員保険料を事業主（A事業所）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を20年7月1日、資格喪失日に係る記録を21年2月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、20年7月及び同年9月から同年12月までの期間は60円、同年8月及び21年1月は80円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、上記期間のうち、昭和20年7月21日から同年8月21日までの期間及び同年12月6日から21年2月5日までの期間については、戦時加算該当船舶であるA事業所の所有するB船舶及びC船舶に乗船していたことが認められることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月6日から21年2月5日まで

昭和20年4月6日から同年6月30日までの期間についてはD船舶、同年7月21日から同年8月20日までの期間についてはB船舶、同年12月6日から21年2月4日までの期間についてはC船舶に乗船していたが、国（厚生労働省）の記録によると、当該期間が厚生年金保険（船員保険）の未加入期間とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社が保管する申立人の人事記録及び申立人が所持する船員手帳により、申立人は、昭和20年7月1日に予備船員となり、同年7月16日（船員手帳では昭和20年7月21日に雇入の記録あり）にはB船舶に乗船し、同年8月20日（船員手帳に記録なし）に下船した後、同年8月21日に再度予備船員とされた後、C船舶に同年12月6日から21年2月4日まで乗船（人事記録には記録なし）していたことが推認できる。

また、申立人が所持する船員手帳に記載されているB船舶及びC船舶の船長に係る船員保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によれば、B船舶の船長であった者は、昭和20年1月30日から26年3月31日までの期間の被保険者記録があり、20年7月1日から同年8月20日までの期間においてB船舶に乗船していたことが確認できる。

さらに、C船舶の船長であった者は、昭和19年9月15日から26年5月30日までの期間の被保険者記録があり、20年11月27日から21年3月31日までの期間においてC船舶に乗船していたことが確認できる上、これらの記録は、両人のオンライン記録とほぼ一致する。

加えて、E社が作成した書籍において、両船ともA事業所使用船であったとの記述があることから、当時、B船舶及びC船舶はともにA事業所に管理されていた船舶であったと推認できる。

これらの事実並びにこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和20年7月1日から21年2月5日までの期間について、A事業所における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、E社が保管する申立人に係る人事記録及び申立人が所持する船員手帳の記録から、昭和20年7月及び同年9月から同年12月までを60円、同年8月及び21年1月を80円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、戦時加算対象名簿によれば、B船舶に係る昭和20年7月21日から同年8月21日までの期間、C船舶に係る同年12月6日から21年2月5日までの期間は、加算区域航行期間であったことから、当該期間を戦時加算の該当期間とする必要がある。

一方、申立期間のうち、昭和20年4月6日から同年7月1日までの期間については、申立人が所持する船員手帳により、申立人は、当該期間にF省（当時）を船舶所有者とするD船舶に乗船していたこと、及びE社が保管する申立人に係る人事記録では、申立人がD船舶に同年4月13日から同年6月28日まで乗り組んでいたことは確認できる。

しかしながら、E社は、申立人に係る当該期間における保険料の控除の有

無については、資料が保管されておらず不明であると回答している。

また、前述の船員手帳においてD船舶の船長として記録されている者に係る旧台帳には、同人が昭和18年10月3日に被保険者資格を喪失した後の記載は無く、この記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録によれば、D船舶が船員保険の適用船舶であったとの記録は見当たらない上、申立人が当該期間において、給与から保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和20年4月6日から同年7月1日までの期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 561

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から61年3月まで
昭和55年*月、20歳になったのでA町（現在は、B町）役場で国民年金の加入手続を行った。
国民年金保険料は、役場から送付されてきた納付書により、毎月、役場窓口、郵便局及び銀行のいずれかで納付していたと記憶している。
申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿及び申立人の国民年金被保険者資格取得（第3号被保険者該当）届書により、昭和61年4月に払い出されたことが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間において、申立人の元夫は、共済組合の組合員であるため、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となることから、申立人は、加入手続時から遡って国民年金被保険者となることはできず、申立期間の保険料を納付することができない。

さらに、昭和61年3月時点において、国民年金の任意加入被保険者であった者は、同年4月の基礎年金制度の導入に伴い、第1号被保険者又は第3号被保険者への種別変更が行われることとなるが、申立人は、申立人が所持する年金手帳、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿により、同年4月1日に第3号被保険者として国民年金の被保険者資格を新規取得していることが確認できることから、同年3月時点において、国民年金の任意加入被保険者ではなかったものと考えられる。

加えて、申立期間は、64か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年

金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1180 (事案 1095 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 26 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 55 年 4 月 28 日に、A 社 (現在は、B 社) に入社し、57 年 4 月 1 日に同社の敷地内に C 部門として設立された D 社に移籍した後、59 年 7 月末で同社を退職したが、国 (厚生労働省) の記録では、A 社での厚生年金保険被保険者資格取得日が 55 年 11 月 1 日、D 社の同資格喪失日が 59 年 5 月 26 日となっていた。そこで年金記録確認第三者委員会に申し立てたが記録の訂正は認められなかった。

雇用保険被保険者資格喪失確認通知書では D 社の離職年月日が昭和 59 年 5 月 31 日とされており、少なくとも同日まで同社に勤務していたのは間違いない。申立期間を変更の上、再度、年金記録の訂正を申し立てるので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、D 社は A 社の C 部門として設立されているところ、申立期間当時の A 社の事業主の妻 (現在は、B 社の事業主) が、申立人が D 社を退職した日の翌日を資格喪失日として社会保険事務所 (当時) に届け出て、厚生年金保険料については、社会保険事務所に提出した被保険者資格取得届及び同喪失届により、資格取得月から資格喪失月の前月までの間の厚生年金保険料を申立人の給与から控除し、社会保険事務所に納付していると思う旨の供述を行っていること、D 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認通知書及び同資格喪失届確認通知書によると、申立人は、昭和 57 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、59 年 5 月 26 日に喪失していることが確認でき、当該記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の記録と一致しており、それ以降に申

立人が同社に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 4 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、D社に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書では離職年月日が昭和 59 年 5 月 31 日になっているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨を申し立てている。

しかしながら、D社は、雇用保険料は賃金に対して差し引くので月末を雇用保険の離職日として届け出たと思われ、申立人の実際の退職日は厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合する昭和 59 年 5 月 25 日と思われる旨を回答している。

また、申立人のD社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から前後 1 年以内に同資格を喪失した同僚で雇用保険の離職日が確認できた複数の者の雇用保険の離職日は、月末日付けであるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、月途中の日付であることが確認でき、上記のD社の回答とも符合しており、申立期間当時、事業主は実際の離職日とは異なる日付を離職日として雇用保険の取扱いを行っていた可能性がうかがえることから、申立人の同社に係る雇用保険の離職日が昭和 59 年 5 月 31 日とされていることのみをもって申立人が申立期間において同社に勤務し、かつ、給与から厚生年金保険料を控除されていたものとは認め難い。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月頃から 50 年 5 月頃まで
② 昭和 50 年 5 月頃から 51 年 8 月頃まで
③ 昭和 51 年 8 月頃から 52 年 8 月頃まで
④ 昭和 53 年 1 月頃から 54 年 5 月頃まで

昭和 48 年 8 月頃から 50 年 5 月頃まで A 社に、同年 5 月頃から 51 年 8 月頃まで B 社に、同年 8 月頃から 52 年 8 月頃まで C 社に、53 年 1 月頃から 54 年 5 月頃まで D 社（閉鎖登記簿謄本上は、E 社）に勤務していたが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社の名刺を所持しており、当時の代表取締役の氏名を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらず、また、申立人が記憶する同社の代表取締役及び同僚に係るオンライン記録を確認したところ、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

また、申立人が記憶する A 社の代表取締役及び同僚については、所在を確認することができず、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、A 社は、既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等の資料は無い上、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認

することができない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③について、申立人は、B社に係る昭和50年7月25日分の給料袋及びC社の名刺を所持していること、並びに申立期間②当時にB社の取締役であり、申立期間③当時にC社において経営に関与していたとするD社の代表取締役は、申立人がB社及びC社で勤務していた旨の供述をしていることから、期間の特定はできないものの、申立人が、両社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社及びC社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらず、また、申立期間②当時のB社の取締役であった二人及び申立期間③当時のC社の代表取締役に係るオンライン記録を確認したところ、それぞれの事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

また、前述のD社の代表取締役は、「私は、B社、C社及びD社の経営責任者であった。申立人は、B社及びC社で勤務していたが、両社とも厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人だけでなく、当該2社の社員を厚生年金保険に加入させてはいなかったし、保険料も控除していない。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうちの昭和51年4月から同年8月までの期間及び申立期間③において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、B社及びC社は、いずれも既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等の資料は無い上、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、D社で勤務したと申し立てているものの、前述の同社の代表取締役は、「申立人は、D社では勤務していない。」と供述している。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の氏名は記録されていない上、整理番号に欠番は無い。

さらに、雇用保険の記録によると、申立期間④において申立人に係る雇用保険の記録は見当たらない。

加えて、D社は、既に廃業しており、人事記録、賃金台帳の資料は無い上、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで

昭和 52 年 2 月に高等学校を卒業し、同年 3 月から A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務したが、国（厚生労働省）の記録では、53 年 4 月 1 日に組合員資格を取得した記録になっていることに納得がいかない。

申立期間を農林漁業団体職員共済組合の組合員期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 事業所に係る健康保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 52 年 3 月 1 日に雇用保険及び健康保険の被保険者資格を取得し、59 年 1 月 1 日に健康保険の同資格を喪失（昭和 58 年 12 月 31 日に離職）していることが確認できることから、申立人が申立期間において同組合に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、農林漁業団体職員共済組合が保管する申立人に係る組合員資格新規取得届、同喪失届、資格関係 DB プリントによると、申立人は、昭和 53 年 4 月 1 日付けで農林漁業団体職員共済組合の組合員資格を取得し、59 年 1 月 1 日に同資格を喪失していること、及び組合員資格異動届等処理済通知書(控)によると、申立人の A 事業所に係る共済組合掛金は、申立人が組合員資格を取得した 53 年 4 月分から納付されていることが確認でき、その事務処理に不自然さはみられない上、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

また、A 事業所に係る健康保険被保険者原票によると、申立人の健康保険被保険者の資格取得日（昭和 52 年 3 月 1 日）前後 1 年以内に同資格を取得している同僚 5 人のうち、農林漁業団体職員共済組合における組合員記録が確認できる 3 人は、健康保険被保険者の資格取得日から 15 か月後（二人）及び

23 か月後（一人）に同共済組合の組合員資格を取得していることが確認でき、前述の3人のうち、雇用保険の記録が確認できた二人の健康保険と雇用保険の被保険者資格の取得日が一致していることを踏まえると、申立期間当時、A事業所においては、雇用保険及び健康保険の被保険者資格を同時期に取得させ、その約1年から2年後に農林漁業団体職員共済組合の組合員資格を取得させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、B事業所は、当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は無いと回答しているところ、同事業所担当者は、健康保険及び共済組合の加入取扱いについては、同時に取得させるべきところ、当時は統一されていないようであるが、共済組合員資格を取得させる前の期間において、職員の給与から共済組合掛金を控除するようなことは考えられない旨を説明している。

加えて、A事業所の当時の所長及び給与事務に携わっていた総務課長は既に死亡しており、申立人は申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立期間において申立人の給与から共済組合掛金が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として、申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1183

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月頃から 51 年 6 月頃まで

昭和 49 年 6 月頃から 51 年 6 月頃まで、A 市 B にあった C 社が経営していた D 事業所で勤務していた。従業員は、私の兄、弟、同姓の男女二人、女性二人と私の計 7 人だった。午前 11 時から午後 11 時まで兄弟 3 人で交替勤務していた。事業所の裏に 3 棟の社員寮があり、49 年 * 月に長女が生まれた時にはそこに住んでいたと記憶している。A 市 E に住所を移す時には、長女がよちよち歩いていたことを記憶しているので、2 年近くは勤務しており、F 免許も、申立期間中に取得した。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の改製原戸籍の附票に記載された住所が、C 社の所在地と一致しており、同社の寮に住んでいたとする申立人の供述と符合することから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C 社は、昭和 49 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同年 6 月頃から同年 9 月 30 日までを除く期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の兄弟及び同僚 4 人と一緒に勤務していたと供述しているものの、これらの者の氏名は C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていないことから、申立期間当時、同社では勤務していた全ての従業員について、厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、C社は既に廃業しており、賃金台帳や給与明細書等は保管されていないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記の被保険者名簿において申立人の氏名の記載は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。